

生涯現役スキル活用型雇用促進事業

高齢者従業員の継続雇用と15歳から30歳までの若年者の新規雇用の両立を図りながら、両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態を取り入れた事業者に、助成金を交付することにより、若年者の雇用の場の創出、高齢者の持つスキルの継承・活用を通じた人材育成・定着支援及び県内企業の活性化につなげます。

対象者

次の条件を満たす事業者が対象となります。

- ① 従業員が65歳まで働けるよう（1）定年の廃止、（2）定年の引き上げ、（3）継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を講じている県内中小企業事業主（※）。
- ② 新規に正規雇用した若年者と、高齢者従業員との間で世代間のペア就労を3か月間導入し、若年者の人材育成及び定着支援に取り組む県内中小企業事業主。

※県内に住所を有している中小企業基本法第2条に定義された中小企業で、個人、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合等が含まれるものとする。

※過去6か月以内に雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者における解雇等の理由により離職した者がいない企業とする。（※その他、各種条件あり。）

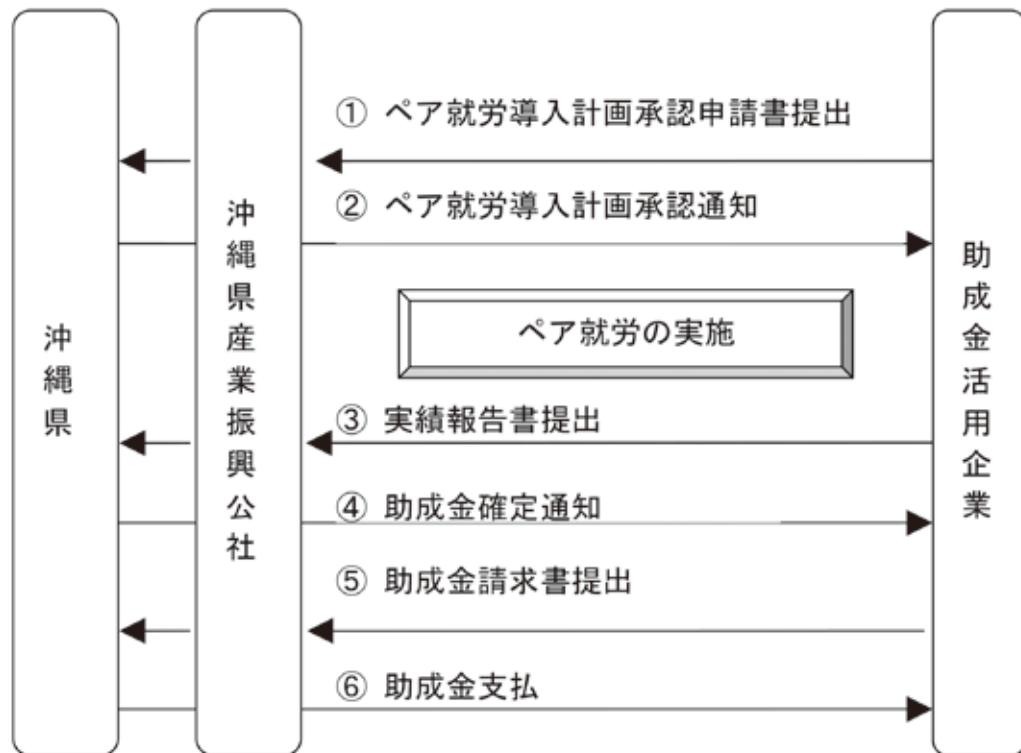
助成金額

- ① 助成金基本額：ペア就労1組につき 25万円（1社2組まで申請可能）
- ② 助成金加算額：ペア就労の実施に加えて以下の追加取組を行った場合は、上記①の助成金基本額に各5万円を加算する。
 - ・65歳を超える高齢者雇用確保実施の場合 5万円加算
 - ・新たに「働き方の改善にかかる制度」を導入する場合 5万円加算
 - ・ペア就労に中堅従業員を指導役として追加し、55歳以上の高齢者従業員、中堅従業員及び30歳までの若年者従業員の3者で実施する場合
1組につき 5万円加算

ペア就労の内容

世代間ペア就労とは高齢者従業員と、新規雇用された若年者従業員がペアを組んで同じ業務に携わることにより、人材育成が図られるとともに、若年者従業員への技能継承が行われる就労形態をいいます。

フロー図



問い合わせ

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課
 TEL : 098-859-6239 FAX : 098-859-6233
 Eメール : jinzai@okinawa-ric.or.jp